



2021年5月14日

各 位

会 社 名 乾汽船株式会社
代表者名 代表取締役社長 乾 康之
(コード番号：9308 東証第一部)
問合せ先 執行役員 コーポレートマネジメント担当
加藤 貴子
(TEL. 03-5548-8613)

特定の株主グループを対象とした当社株式の大規模買付行為等および濫用的株主権行使への対応策（買収防衛策）の導入ならびに当該買収防衛策の導入に伴う現行の当社株式の大規模買付行為等への対応策（買収防衛策）の廃止について

当社は、2019年5月14日開催の当社取締役会において、当社株式の大規模買付行為等への対応策（買収防衛策）（以下「現行プラン」といいます。）を導入することを決議し、2019年6月21日に開催された当社の第99回定時株主総会において、株主の皆様よりご承認をいただきました。

現行プランの有効期間は、2022年6月開催予定の第102回定時株主総会の終結時までとなっておりますが、当社は、現行プランの導入後も、中長期的に企業価値ないし株主の皆様のご利益を向上させる観点から、国内外の機関投資家をはじめとする株主の皆様のご意見、買収防衛策を巡る近時の動向や法整備の状況、当社株主構成を含め、当社を取り巻く経営環境の変化とその影響等も踏まえ、現行プランの取扱いについて慎重に検討を継続してまいりました。

その結果、当社としましては、アルファレオホールディングス合同会社（以下「アルファレオ」といいます。）を含む特定の株主グループ（下記Ⅲ. 2. (2)で定義します。以下「特定株主グループ」といいます。）以外の者との関係では現行プランを維持する意義が相対的に低下してきているため、現行プランを廃止し、新たに、特定株主グループによる大規模買付行為等（下記Ⅲ. 2. (1)①で定義します。以下同じ）および濫用的株主権行使（下記Ⅲ. 2. (1)②で定義します。以下同じ）のみを対象とした対応策（買収防衛策）を導入することが、当社の中長期的な企業価値の向上および株主の皆様のご利益に適うものと考えに至り、当該対応策の導入について当社独立委員会（以下「独立委員会」といいます。）に対して諮問し、独立委員会の委員全員の賛同を得たため、2021年5月14日開催の当社の取締役会において、2021年6月23日開催予定の当社の第101回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）において株主の皆様よりご承認いただくことを条件として、本定時株主総会の終結時をもって、現行プランを廃止し、かつ、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号柱書に定義されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）、ならびに基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ(2)）の一つとして、新たに、特定株主グループによる大規模買付行為等および濫用的株主権行使への対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を導入することを決議いたしましたので、お知らせいたします。当社が、本定時株主総会において株主の皆様にご承認いただくことを条件として、本定時株主総会の終結時をもって現行プランを廃止すること、および本プランを導入することを決議するに至った経緯および理由については、下記Ⅲ. 1. をご参照ください。

なお、本プランの導入につきましては、上記取締役会において、独立社外取締役3名を含む当社取締役5名全員の賛成により承認されるとともに、独立社外監査役2名を含む当社監査役3名全員が出席し、異議がない旨の意見が表明されております。

また、本プランと現行プランとの間の主な相異点は、以下のとおりです。

- ① 本プランの適用対象者を特定株主グループに限定
- ② 新たに濫用的株主権行使を適用対象行為に追加し、濫用的株主権行使の場合の対抗措置発動手続を規定

- ③ 一定の場合に株主総会決議による承認を待たずに対抗措置を発動できる旨を明記
- ④ 当社定款規定と平仄を合わせて、本プランの有効期間中は、当社取締役会を株主総会決議等により入れ替えて取締役会決議により廃止する場合を除き、当社株主総会決議により直接廃止ができない旨を明記

なお、本定時株主総会において株主の皆様よりご承認いただくことを条件として、本定時株主総会の終結時をもって、現行プランを廃止し、かつ、本プランを導入するものであり、かかる条件が充足しない場合には、現行プランは廃止されず、有効期間（2022年6月開催予定の当社第102回定時株主総会の終結時まで）満了まで有効に存続することとなります。

また、今後、会社法、金融商品取引法ならびにそれらに関する規則、政令、内閣府令および省令等（以下総称して「法令等」といいます。）に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があり、これらが施行された場合には、本プランにおいて引用する法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後のこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に、それぞれ読み替えられるものとします。

本プランの内容は下記のとおりです。

記

I 当社の経営権を有すべき者の在り方に関する基本方針 (当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針)

当社は、当社の経営権を有すべき者は、株主の皆様を含むステークホルダーとの調和を重んじ、株主の責任ある投資に適う事業活動を通じて、永続的な企業価値向上を目指す者であると考えております。そして、経営権を有する者かどうかの信任は、株主の皆様の総意に基づき決定されるべきと考えます。この考えを前提とし、当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、会社の支配権の移転を伴う特定の者による当社株式の大規模買付けであっても、当社の中長期的な企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。しかしながら、大規模買付けの中には、当社の中長期的な企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資さない、専ら自身の短期的な利得のみを目的とするようなものや明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、対象会社の株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるものも少なからず存在するなど、当社は、そのような当社株式の大規模買付けを行う者については、当社の経営権を有すべき者として不適切であると考えております。さらに、大規模買付けの中には、対象会社の株主や取締役会が買付けや買収提案の内容等について検討し、対象会社の取締役会が代替案を提示するために合理的に必要な期間・情報を与えないものや、対象会社の企業価値を十分に反映しているとはいえないもの等も見受けられますが、それらの大規模買付けに対して有効に対抗することは必ずしも容易ではありません。当社は、このような当社の中長期的な企業価値および株主の皆様の共同の利益を毀損するおそれのある当社株式の大規模買付けを行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。そのため、このような者による当社株式の大規模買付けに対しては、予めその買付けに必要な手続を定め、また、大規模買付けを行おうとする者にその遵守を要求することで、当社の中長期的な企業価値および株主の皆様の共同の利益を確保する必要があると考えております。

また、当社は、会社経営においては、企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資するような株主の皆様による経営の監視が重要であるとの認識の下、株主の皆様の共同の利益のためになされる正当な株主権の行使は尊重されるべきものと考えております。しかしながら、株主権の行使の中には、当社の中長期的な企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資さない、専ら自身の短期的な利得のみを目的とするようなものや明白な侵害をもたらすおそれのあるものも少なからず存在しますが、当社は、とりわけ、そのような株主権の濫用が、当社の経営権を有する者や当社の財務および事業の方針の決定に重大な影響を与えることができる者によって行われる場合、当該株主権の濫用に伴い当社に直接の損害が発生するにとどまらず、当社の中長期的な企業価値向上に向けた各種施策を推進・展開するための貴重な時間と経営リソースが空費されてしまうおそれがあり、また、そのような者が当社の大株主であるこ

と自体が株主の皆様はもとより、当社の中長期的な企業価値の源泉である顧客、従業員その他の当社グループの利害関係者との関係が破壊または毀損され、その結果として当社の中長期的な企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を毀損するおそれがあるため、株主権を濫用し、または濫用しようとする者は、当社の経営権を有する者や当社の財務および事業の方針の決定に重大な影響を与えることができる者として不適切であると考えております。

II 基本方針の実現に関する取組み

1. 当社の企業理念および企業価値の源泉

当社は、創業の祖を同一とする外航海運事業を営む旧乾汽船株式会社と倉庫事業・不動産事業を営む旧イヌイ倉庫株式会社が、2014年10月に経営統合したことにより誕生いたしました。旧乾汽船株式会社は1949年神戸証券取引所に、旧イヌイ倉庫株式会社は1961年東京証券取引所市場第二部に上場して以来、社会の公器として永続してまいりました。以降、様々な環境変化があり、都度、業態業容には若干の変化がございましたが、社会の一員として広く株主の皆様を含むステークホルダーのご愛顧により今日の当社があります。

運賃市況ボラティリティの大きい外航海運事業と、中長期の視点で景気波動の異なる倉庫事業および不動産事業という3つの事業セグメントを適切に組み合わせることにより、単一事業の変動から影響を受けにくい可変性のある資産ポートフォリオを形成することで、事業基盤を支え、競争力の源としていくことが、当社のユニークさであり、今も今後も経営の差別化戦略の源泉と考えております。

当社は、経営の基本方針として以下の3点を定めております。

① 資産の力を事業の力に

勝どき・月島の不動産施設は収益力と資金調達力に優れた資産です。そして、外航海運も倉庫も資本投下型の事業です。これらの景気波動が異なる事業資産を組み合わせることで可変性のある資産ポートフォリオを形成し事業の基盤を支えています。

② カイゼンは宝

我々の事業には現場があります。だからこそ、カイゼンは、全社員の共有化された価値(Shared Value)となりました。我らのカイゼンはステークホルダーを巻き込んだ全体最適を志向しています。日常化したカイゼンは弛まぬ前進を支えます。

③ 「らしさ」の追求

当社の「らしさ」は少しずつ目に見えてわかるようになってきました。どれもこれも商売と真っ正面に向き合い、地道な努力を練り込みながら作り上げています。ちょっとやさっとでは壊れません。「らしさ」は差別化の源泉です。他と違うことを恐れず、素直に独自性を追求する、それが我々の存在意義であり、競争力です。

上記のとおり、当社は、長期的な視点にたって上記経営の基本方針を着実に遂行していくことが、当社の中長期的な企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上に資するものと考えております。

2. 中期経営計画に基づく企業価値向上への取組み

上記経営の基本方針の遂行に当たり、当社は、2020年度から2022年度までを対象年度とする中期経営計画を策定・公表し、同計画に基づき、以下のとおり、3つの事業領域とコーポレート部門の充実に向けた各種施策に取り組んでおります。詳細につきましては、2020年8月13日付けで公表しております「中期経営計画 Beyond120」¹をご参照ください。

- ① 外航海運事業 : 船隊の最適活用へ
- ② 倉庫・運送事業 : 新たなロジスティクスバリューの創出

¹ https://ssl4.eir-parts.net/doc/9308/ir_material3/145301/00.pdf

- ③ 不動産事業 : 「住み心地」の提供
- ④ コーポレート部門 : FUN to WORK、情報発信の強化、ステークホルダーとの対話の強化

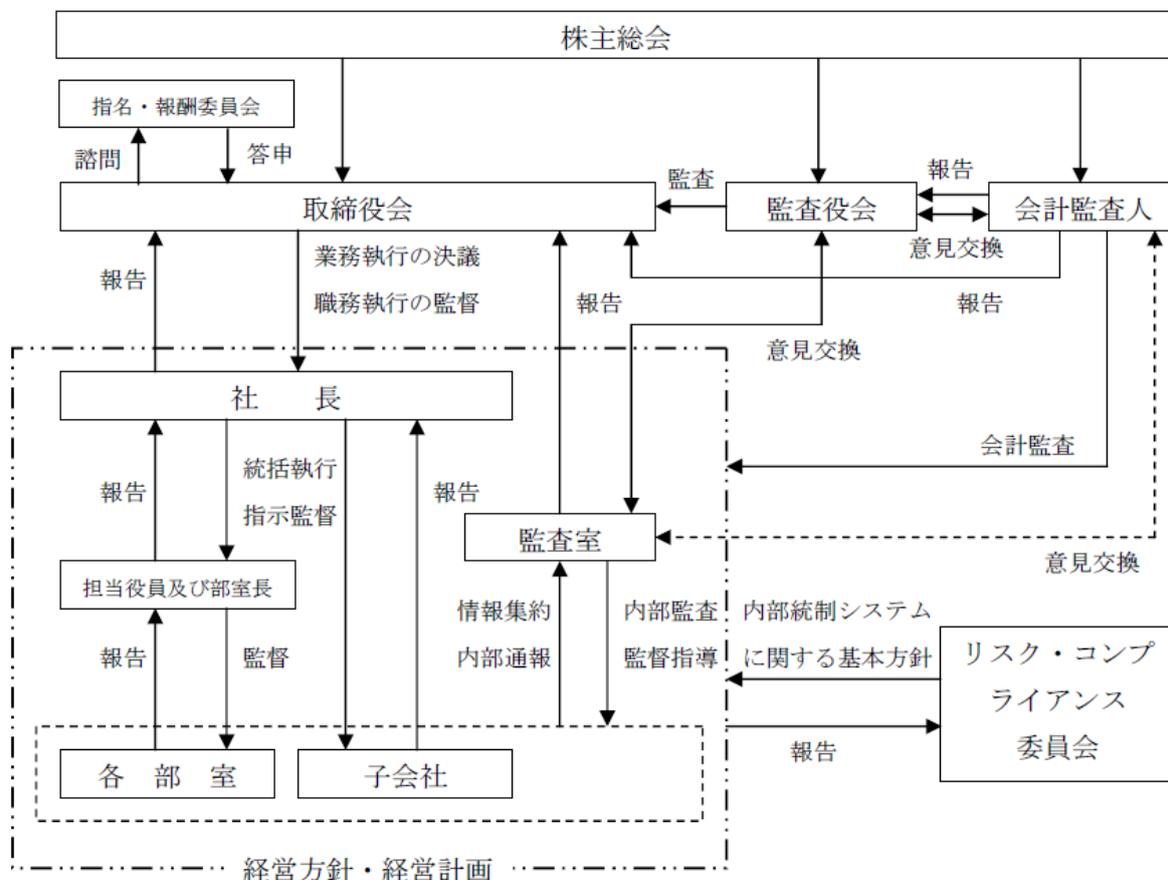
3. コーポレートガバナンスに関する取組み

当社は、コーポレートガバナンス体制の構築に当たり、経営の健全性、透明性、効率性を継続的に高めていくことを重要な経営課題としており、監査役制度を基礎として、東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たす社外取締役および社外監査役を選任しております。

また、透明性の高い簡素でムダのない体制を前提とし、取締役会の監督機能の実効性を最大限高めるため、取締役5名のうち過半数に当たる3名を経営陣から独立した社外取締役としております。このような体制とする最大の理由は、執行部門における濃密なコミュニケーションとそれによる経営の意思決定の迅速性であり、その体制故に経営判断が拙速となる可能性を回避するとともに、取締役会の監督機能の実効性を高めることを意図しております。

さらに、独立社外取締役が過半数を占める任意の指名・報酬委員会を設置し（2017年度まで当社が任意で設置していた報酬委員会に、取締役の指名等に係る諮問機能を追加拡充して2018年度に設置したものです。社長1名、独立社外取締役2名（内1名が指名・報酬委員会委員長）で構成されております。）、取締役・監査役の選解任や社長の選解任の方針、報酬の方針および内容等を審議・決定し、取締役会へ答申するなど、独立社外役員による経営監督を強化し、実効性あるコーポレートガバナンス体制の構築に努めております。

《ご参考・当社コーポレートガバナンス体制の模式図》



Ⅲ 本プランの内容（会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）

1. 本プラン導入の目的

当社は、現行プランの導入後も、中長期的に企業価値および株主の皆様の共同の利益を向上させる観点から、国内外の機関投資家をはじめとする株主の皆様のご意見、買収防衛策を巡る近時の動向や法整備の状況、当社株主構成、当社を取り巻く経営環境の変化とその影響等も踏まえ、現行プランの取扱いについて慎重に検討を継続してまいりました。

その結果、当社としては、以下に述べるとおり、アルファレオを含む特定株主グループとの関係では、当社の中長期的な企業価値の向上および株主の皆様の共同の利益のため、対応策（買収防衛策）を実質的に継続することが引き続き必要であり、その大規模買付行為等および濫用的株主権行使を対象とした本プランを導入することが望ましいとの判断に至りました。他方で、アルファレオが、2021年3月31日時点で、当社株式 7,819,500 株（議決権比率：31.50%）を所有していることを含む現在の当社株主構成および当社の流通株式の数その他の状況を踏まえると、特定株主グループ以外の者により大規模買付行為等が行われる蓋然性は現行プランの導入時と比較して低下しており、特定株主グループ以外の者との関係では、現行プランを維持する必要性が相対的に低下しているものと判断いたしました。

特定株主グループについては、①アルファレオが当社の第 99 回定時株主総会（2019年6月21日開催）において株主の皆様にご承認いただき、現行プランの導入を是とする株主の皆

様の意思が確認されたにも拘わらず、当該株主総会から3か月も経過しないうちに、2019年9月11日付け「株主による臨時株主総会の招集請求に関するお知らせ」記載のとおり、現行プランの廃止に係る議案を目的事項とする株主総会の招集請求を行ったこと、②2020年5月7日に裁判所の許可を得てアルファレオが開催した当社の臨時株主総会（以下「2020年5月臨時株主総会」といいます。）において現行プランの廃止に係る議案が否決され、現行プランの維持を是とする株主の皆様の意思が確認されたにも拘わらず、当該株主総会からわずか約4か月後に、2020年9月10日付け「株主による臨時株主総会の招集請求に関するお知らせ」記載のとおり、再び現行プランの廃止に係る議案を目的事項とする株主総会の招集請求を行ったこと、③2020年5月臨時株主総会において、当社が、当社の議決権総数の44.85%（小数点第三位以下四捨五入）を有する当社株主に委任状勧誘を行っていたにも拘わらず、アルファレオが、当該勧誘の結果として取得した委任状を持参する株主が議場への入場を制限される蓋然性の大きい態様（議場に入場できる株主を、アルファレオを含め3名に制限し、入場希望者がその人数を超過した場合には、議場に入場できない）により、当該株主総会を敢えて開催しようとしたこと、④2020年5月27日開催の当社取締役会において、当社がアルファレオとの間で、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上へ向けた建設的な対話を実現することを目的として、アルファレオに対して、当該対話の実現のために必要となる情報の提供を要請する旨を決議し、2020年6月19日に開催された当社の第100回定時株主総会において第3号議案「当社取締役会によるアルファレオホールディングス合同会社に対する情報提供要請に関する承認の件」を株主の皆様の賛成多数によりご承認いただいた上で（かかる決議を以下「情報提供要請承認決議」といいます。）、2020年7月30日付けでアルファレオに対して初回質問状を送付したにも拘わらず、アルファレオは、当社株主の皆様の意向を尊重せず実質的に無視し、2020年8月28日に回答を差し控える旨を回答し、さらには同日付けで当該議案の取消請求訴訟を東京地方裁判所に提起するなど（注1）、当社との建設的な対話の実現のために必要となる情報の提供を一切行っていないこと等を踏まえると、当社としては、特定株主グループが、現行プランに基づき対抗措置が発動され得る態様による当社株式の可及的速やかな大規模買付けを目的として、その障害となる現行プランをできるだけ早期に廃止することを企図していることが合理的に推認されるものと判断しております。したがって、特定株主グループによる大規模買付け行為等については、引き続き、当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様の共同の利益を確保・向上させるため、特定株主グループによる大規模買付け行為等が一定の合理的な手続に従って行われるよう、情報提供等に関する一定の手続や対抗措置の発動手続等を定めた対応策（買収防衛策）を実質的に継続することが必要であるものと考えております。

（注1） 2021年4月8日付「株主総会決議取消訴訟の判決（勝訴）に関するお知らせ」にて開示いたしましたとおり、アルファレオが提起した2020年6月19日開催の第100回定時株主総会における決議の取消訴訟については、2021年4月8日、東京地方裁判所より、アルファレオの請求をいずれも棄却する旨等を内容とする判決が下されており、判決の理由において、情報提供要請承認決議について、「原告〔当社注：アルファレオ〕に対し、その会社概要、被告株式〔当社注：当社株式〕の保有目的、被告株式〔当社注：当社株式〕の今後の保有、売却等の方針、被告〔当社注：当社〕の企業価値を向上させるための施策等に関する質問状を送付することに関し、株主総会の承認を得ることを主な内容とするものであって、このような情報提供要請およびそれに対する原告〔当社注：アルファレオ〕の回答によって、被告〔当社注：当社〕の株主が議決権を行使する際に参照される情報が増えるのであるから、株主全体の利益につながり得るものである」と認定されておりますが、当社からの再三の要請にも拘わらず、アルファレオは現在に至るまで依然として情報の提供に応じておりません。

もともと、アルファレオが、2021年3月31日時点で、既に当社株式7,819,500株（議決権比率：31.50%）を所有していることを踏まえると、本プランに定める手続（以下「大規模買付けルール」といいます。）が遵守されなかった場合等においても対抗措置の発動を決定するには必ず株主総会を招集し、株主の皆様の意思を確認することが必要であるとした場合、当該株主総会の基準日までの間に特定株主グループが当社株式の大規模買付けを強行し、対抗措置の不発動を強要できる水準に至る可能性も否定できず、そのような場合には対抗措置本来の目的を果たすことができないことから、現行プランの規定を見直し、独立委員会は、必要と認める場合には株主総会において対抗措置発動の要否や内容について賛否を諮る形式により、株主の皆様の意思を確認することを勧告できることを前提として、特定株主グループに対して対抗措置を発動することやその内容等を勧告できることとし、当社取締役会は取締役と

しての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り、独立委員会の当該勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動の要否や内容を決定することを明記することといたしました。

また、上記①乃至③記載のとおり、アルファレオは、現行プランの廃止を目的事項とする臨時株主総会の招集請求を短期間のうちに繰り返しており、当社としては、本定時株主総会において本プランの導入についてご承認いただいた場合、特定株主グループが、本プランの廃止を目的事項とする株主総会の招集請求を繰り返し行う可能性が高いものと判断しております。当社としては、株主総会決議によって買収防衛策が廃止できることの必要性および重要性を一概に否定するものではありませんが、(i)そもそも当社定款第50条第2項の規定からすれば、当社における買収防衛策の廃止はあくまで当社取締役会の決議によってなされるべきであること、(ii)3年間の有効期間を定めた本定時株主総会において株主の皆様が本プランの導入についてご承認いただいた場合には、本プランの導入を是とする株主の皆様の意思を尊重すべきであること、(iii)本プランの廃止を目的事項とする株主総会の招集請求が繰り返し行われた場合、臨時株主総会開催のための費用が発生し、また当社の中長期的な企業価値向上に向けた各種施策を推進・展開するための貴重な時間と経営リソースを空費することとなり、当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様の共同の利益を毀損するおそれが存すると考えられること、および(iv)当社取締役会を株主総会決議等により入れ替えて取締役会決議により廃止することができることから、当社定款第50条第2項の規定と平仄を合わせて、本プランの廃止の決定を当社の株主総会決議事項としないことを明確化することといたしました。

さらに、上記①乃至④に加え、⑤2019年2月21日付けでアルファレオが提出した大量保有報告書の変更報告書によれば、アルファレオは2019年2月15日時点で当社株式5,970,900株を所有しており、当該時点の当社の総株主の議決権に対する割合が20%を超えており、かつ、財務上または営業上もしくは事業上の関係からみて当社の財務および営業または事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないことが明らかであるとはいえないため、遅くとも2019年2月15日以降、当社の「その他関係会社」（財務諸表等規則第8条第8項）（注2）に該当し、当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第411条第2項に基づき、その他関係会社であるアルファレオの決算の内容を開示する義務があるところ、当社の再三の要請にも拘わらず、アルファレオは現在に至るまで当社に対し必要な情報提供を行わないため、当社において、有価証券上場規程違反の状態が続いてしまっていること、⑥アルファレオは、2018年6月22日に開催された当社の第98回定時株主総会において自己株式取得の件（総額30億円）を株主提案し、賛成率36.46%（小数点第三位以下四捨五入）で否決されて以降、**別紙1**のとおり、約3年間で13件（当該自己株式取得議案を含む。）に上る株主提案又は実質的動議を行っており、そのいずれも株主の皆様のご判断により否決されていること、⑦アルファレオは、2020年10月および2021年3月、わずか6か月の間に2度、当社に対し、会社法第433条第1項に定める会計帳簿閲覧謄写請求として、当社の会計帳簿の閲覧謄写を請求していること、⑧アルファレオは、2019年9月6日以降、**別紙2**のとおり、約2年間で、当社に対し、8件もの訴訟を提起していること、⑨アルファレオの代表社員である株式会社マキスは、会社法第440条第1項および第2項に基づく貸借対照表の要旨の公告義務を履践しておらず、遵法意識を欠いていること等々を踏まえると、当社としては、今後、特定株主グループが濫用的な株主権行使を行い、または行う十分な蓋然性があるものと判断しており、そのような場合には、当該濫用的な株主権行使に伴い当社に直接の損害が発生するにとどまらず、当社の中長期的な企業価値向上に向けた各種施策を推進・展開するための貴重な時間と経営リソースが空費されてしまうおそれがあり、また、そのような者が当社の大株主であること自体により、株主の皆様はもとより、当社の企業価値の源泉である顧客、従業員その他の当社グループの利害関係者との関係が破壊または毀損され、その結果として当社の中長期的な企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を毀損するおそれが存することから、特定株主グループによる濫用的株主権行使を抑止するための対応策が必要であると考えに至りました。

もっとも、当社は、会社経営においては、企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資するような株主の皆様による経営の監視が重要であるとの認識の下、株主の皆様の共同の利益のためになされる正当な株主権の行使は当然ながら尊重されるべきものと考えており、対抗措置の発動をもって対応すべき場合は、客観的な手続によって株主権の濫用であることが認められた場合に限るべきものと考えております。そのため、特定株主グループによる株主権の行使のうち、株主権の濫用に該当すると裁判所の確定判決または確定した終局決定において認定された場合に限り、本プランにおける対抗措置発動の対象となる行為に含めることとしております。また、当社取締役会が濫用的な株主権行使に対する対抗措置を発動する場合には、その判断の公正さを担保し、かつ、当社取締役会の恣意的な判断を排除するため

に、以上に加えて、念のため、独立委員会に対し、対抗措置発動の是非について諮問して勧告を受けることとし、当社取締役会は当該独立委員会からの勧告を最大限尊重して濫用的な株主権行使に対する対抗措置を発動することの是非を判断するものとしたします。

濫用的株主権行使に対する対抗措置の目的は、(A) 特定株主グループによる再度の濫用的株主権行使の防止、および(B) 濫用的株主権行使を行った者が当社の大株主であることにより、株主の皆様はもとより、当社の企業価値の源泉である顧客、従業員その他の当社グループの利害関係者との関係が破壊または毀損されることに伴う、当社の中長期的な企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益が毀損される事態の防止にあります。そのため、かかる対抗措置としては、新株予約権の無償割当ておよび取得条項の行使により、特定株主グループ以外の当社の株主の皆様に対しては当社株式を交付する一方、特定株主グループに属する者に対しては、(i) 濫用的株主権行使を実施しないことを誓約すること、および(ii) 特定株主グループの株券等保有割合が 20%未満であることのいずれの条件も満たす場合に、行使後の株券等保有割合が 20%未満となる数のみ行使可能となる内容の新株予約権（但し、当該新株予約権が交付された日以降において、特定株主グループによる株主権の行使が株主権の濫用に該当すると裁判所の確定判決または確定した終局決定において再度認定された場合には、(iii) 当該確定判決または確定した終局決定の確定の日のうち、最も遅い日から1年間が経過したこととの条件を付加いたします。）を交付すること（詳細については下記4.をご参照ください。）を予定しております。かかる対抗措置が発動された場合、特定株主グループに対し、濫用的株主権行使を行わないこと、および持株比率を低下させること（それにより、上記⑤記載の状態を解消すること）に向けた強いインセンティブが生じるため、かかる対抗措置は、上記(A)および(B)の目的に沿ったものであると考えております。

(注2) 「その他関係会社」とは、財務諸表提出会社の親会社、子会社及び関連会社並びに財務諸表提出会社が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいい（財務諸表等規則第8条第8項）、ある会社が他の会社の関連会社であるかについては、会社等及び当該会社等の子会社が、出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、子会社以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合に該当するかによって判断されること（財務諸表規則第8条第5項）、ある会社が他の会社の議決権の20%以上を自己の計算において所有している場合には、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて子会社以外の他の企業の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないことが明らかであると認められる場合を除き、当該他の会社は当該会社の関連会社に該当することとなります。

以上の理由により、当社としては、現行プランを廃止し、新たに、特定株主グループによる大規模買付行為等および濫用的株主権行使を対象とした本プランを導入することが、当社の中長期的な企業価値の向上および株主の皆様の共同の利益に適うものと考えております。

なお、現時点において、当社は、当社株式について具体的な大規模買付行為等を行う旨の具体的な提案等は受けておりません。

また、2021年3月31日現在における当社の大株主の状況は、「当社株式の保有状況概況」（別紙3）のとおりです。

2. 本プランの対象となる行為および対象者

(1) 本プランの対象となる行為

本プランにおいて、「本対象行為」とは、特定株主グループに属する者のいずれかによってなされる、以下の①で定義する「大規模買付行為等」または以下の②で定義する「濫用的株主権行使」をいいます。

① 大規模買付行為等

本プランにおいて、「大規模買付行為等」とは、

- (a) 当社が発行者である株券等（注1）についての特定株主グループの株券等保有割合（注2）を30%以上とすることを目的とする当社株券等の買付けその他の取得（公開買付けの開始を含みま

すが、それに限りません。) (注3)、

- (b) 結果として、当社が発行者である株券等(注4)についての特定株主グループの株券等保有割合(注5)とその特別関係者(注6)の株券等保有割合との合計が30%以上となるような当社株券等の買付けその他の取得(公開買付けの開始を含みますが、それに限りません。)(注7)、または、
- (c) 上記(a)もしくは(b)に規定される各行為の実施の有無に拘わらず、特定株主グループに属する者のいずれかが、当社の他の株主(複数である場合を含みます。以下本(c)において同じ)との間で行う行為であって、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当該特定株主グループに属する者の共同保有者(注8)に該当するに至るような合意その他の行為、または当該特定株主グループに属する者と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係(注9)を樹立するあらゆる行為(注10)(但し、当社が発行者である株券等につき特定株主グループと当該他の株主の株券等保有割合の合計が30%以上となるような場合に限り。)

を意味し(いずれも事前に当社取締役会が同意したものを除きます。),「大規模買付者」とは、(特定株主グループに属する者であって)かかる大規模買付行為等を自ら単独でまたは他の者と共同ないし協調して行うまたは行おうとする者を意味します。

- (注1) 金融商品取引法第27条の23第1項に定義される株券等をいいます。以下本文(a)において同じとします。
- (注2) 金融商品取引法第27条の23第4項に定義される株券等保有割合をいいます。以下別段の定めがない限り同じとしますが、かかる株券等保有割合の計算上、(i)同法第27条の2第7項に定義される特別関係者、ならびに(ii)当該特定の株主との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関ならびに当該特定の株主の公開買付代理人および主幹事証券会社(以下「契約金融機関等」といいます。)は、本プランにおいては当該特定の株主の共同保有者((注8)参照)とみなします。また、かかる株券等保有割合の計算上、当社の発行済株式の総数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。
- (注3) 売買その他の契約に基づく株券等の引渡請求権を有することおよび金融商品取引法施行令第14条の6に規定される各取引を行うことを含みます。以下別段の定めがない限り同じとします。
- (注4) 金融商品取引法第27条の2第1項に定義される株券等をいいます。以下本文(b)において同じとします。
- (注5) 金融商品取引法第27条の2第8項に定義される株券等所有割合をいいます。以下本文(b)において同じとします。なお、かかる株券等所有割合の計算上、当社の総議決権の数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。
- (注6) 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます。以下別段の定めがない限り同じとしますが、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。なお、(i)共同保有者((注8)参照)および(ii)契約金融機関等((注2)参照)は、本プランにおいては当該特定株主グループに属する者の特別関係者とみなします。以下別段の定めがない限り同じとします。
- (注7) 買付けその他の有償の譲受けおよび金融商品取引法施行令第6条第3項に規定される有償の譲受けに類するものを含みます。以下別段の定めがない限り同じとします。
- (注8) 「共同保有者」とは、金融商品取引法第27条の23第5項に規定する「共同保有者」をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下別段の定めがない限り同じとします。
- (注9) 「当該特定株主グループに属する者と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係等の形成や、当該特定の株主および当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎に行うものとします。なお、疑義を避けるため付言すると、特定の株主総会に係る特

定の議案について委任状勧誘に応じることは、「当該特定株主グループに属する者と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」に含まれません。

- (注 10) 本文(c)所定の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が独立委員会の勧告に従って行うものとします。なお、当社取締役会は、独立委員会への諮問を経た上で、本文(c)の要件に該当するか否かの判定に必要とされる範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

② 濫用的株主権行使

本プランにおいて、「濫用的(な)株主権行使」とは、株主権の行使(株主総会の招集請求または株主提案を含みますが、これらに限られません。)であって、株主権の濫用に該当すると裁判所の確定判決または確定した終局決定において認定された行為(会社法第 125 条第 3 項第 1 号もしくは第 2 号、会社法第 252 条第 3 項第 1 号もしくは第 2 号、会社法第 310 条第 8 項第 1 号もしくは第 2 号、会社法第 311 条第 5 項第 1 号もしくは第 2 号、会社法第 312 条第 6 項第 1 号もしくは第 2 号ならびに会社法第 433 条第 2 項第 1 号もしくは第 2 号に定める事由に該当すると裁判所の確定判決または確定した終局決定において認定された行為を含みますが、これに限られません。)を意味し(注 11)、「濫用的株主権行使者」とは、(特定株主グループに属する者であって)かかる濫用的株主権行使を行った者をいいます。

- (注 11) 本プランにおける「濫用的(な)株主権行使」に該当する場面としては、たとえば、特定株主グループが当社に対し株主総会招集請求を行い、当社が当該株主総会招集請求を株主権の濫用に該当するとして招集を拒絶したことから、特定株主グループが裁判所に対し株主総会招集許可申立てを行った場合において、裁判所において、株主総会招集許可申立てに係る却下決定が下されて当該却下決定が確定し(株主権の濫用に該当すると裁判所の確定した終局決定において認定された)、かつ、当該却下決定において特定株主グループによる株主総会の招集請求が株主権の濫用であると認定される、といった場面が挙げられます。

(2) 本プランの対象となる特定株主グループの定義

本プランの対象となる「特定株主グループ」とは、アルファレオ、アルファレオ株式会社、アルファレオキャピタルアドバイザーズリミテッド、その他アルファレオに強い影響力を有している牧寛之氏の影響下にある法人等による当社に対する過去の投資活動の経緯およびその結果も踏まえて、以下のいずれかに該当する者をいいます。

- ① アルファレオ
- ② アルファレオ株式会社、アルファレオキャピタルアドバイザーズリミテッド、MAM Pte. Limited、Makis Holdings B.V.、株式会社マキス、牧寛之、牧大介、牧廣美、山中真人、株式会社メルコホールディングス、メルコフィナンシャルホールディングス株式会社、メルコインベストメンツ株式会社
- ③ 上記①もしくは②の役員、従業員もしくはそのアドバイザーまたはその共同保有者もしくは特別関係者
- ④ 当社取締役会が、独立委員会の勧告を経て、上記①乃至③に該当する者の「関係者」(注 12)に該当すると合理的に認定した者

- (注 12) 「関係者」とは、上記①乃至③に該当する者から市場外の相対取引もしくは東京証券取引所の市場内立会外取引(ToSTNeT-1)(但し、公開買付けによる場合を除く。)により当社株式を譲り受けた者、これらの者(上記①乃至③に該当する者を含みます。以下本(注 12)において同じ)との間にフィナンシャル・アドバイザー契約ないし公開買付代理人契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関その他これらの者と実質的利害を共通にしている者、またはこれらの者が実質的に支配し、もしくはこれらの者と共同ないし協調して行動する全ての者をいいます。なお、組合その他のファンドに係る「関係者」の判断においては、ファンド・マネージャーの実質的同一性その他の諸事情を勘案するもの

とします。

3. 大規模買付行為等がなされた場合における手続

大規模買付行為等がなされた場合における手続の具体的内容は以下のとおりです。なお、本プランに関する手続の流れの概要をまとめたフローチャートは**別紙4**のとおりです。

(1) 意向表明書の提出

大規模買付者には、当社取締役会が別途認めた場合を除いて、大規模買付行為等の開始または実行に先立ち、別途当社の定める書式により、大規模買付者を含む特定株主グループにおいて大規模買付ルールを遵守しかつ遵守せしめることを当社取締役会に対して誓約する旨の大規模買付者代表者による署名または記名捺印のなされた書面および当該署名または記名捺印を行った代表者の資格証明書（以下これらを併せて「意向表明書」といいます。）を、当社社長宛てに提出していただきます。当社社長は、上記の意向表明書を受領した場合、直ちにこれを当社取締役会および独立委員会に提出します。

意向表明書には、大規模買付ルールを遵守する旨の誓約の他、以下の事項を明示していただきます。なお、意向表明書における使用言語は日本語に限ります。

- ① 大規模買付者の概要
 - (i) 氏名または名称
 - (ii) 住所または本店、事務所等の所在地
 - (iii) 設立準拠法
 - (iv) 代表者の氏名
 - (v) 日本国内における連絡先
- ② 大規模買付者を含む特定株主グループの各構成者が現に保有する当社の株券等の種類および数
- ③ 意向表明書提出前 60 日間における大規模買付者を含む特定株主グループの各構成者の当社株式の取引状況ならびに企図されている大規模買付行為等の概要等

当社は、大規模買付者から意向表明書の提供があった場合、当社取締役会または独立委員会が適切と認める事項について、適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って適時適切に開示します。

(2) 大規模買付者に対する情報提供要求

当社取締役会および独立委員会が意向表明書を受領した日から5営業日（初日は算入されないものとします。以下全て同じ）以内に、大規模買付者には、当社取締役会に対して、次の①から⑩までに掲げる情報（以下「大規模買付情報」と総称します。）を、濫用的買収者（下記(5)②で定義します。）に該当しないことを誓約する旨の書面とともに提供していただきます。当社取締役会は、大規模買付情報を受領した場合、直ちにこれを独立委員会に対して提供します。

なお、当社取締役会または独立委員会が、大規模買付者から当初提供を受けた大規模買付情報だけでは、当該大規模買付行為等に応じるべきかを株主の皆様が適切に判断することや、当社取締役会および独立委員会が当該大規模買付行為等に対する賛否の意見を形成し（以下「意見形成」といいます。）、または代替案を立案し（以下「代替案立案」といいます。）、株主の皆様に対して適切に提示することが困難であると判断した場合には、合理的な期間（追加情報の提供を大規模買付者に対して要求した日から60日間を上限とし、以下「必要情報提供期間」といいます。）の提出期限を定めた上で、当該定められた具体的な期間および当該具体的な期間を必要とする理由を株主の皆様に対して開示することにより、株主の皆様による適切な判断ならびに当社取締役会および独立委員会による意見形成および代替案立案のために必要な追加の大規模買付情報の提供を、随時大規模買付者（および必要な場合には特定株主グループに属するその他の者）に対して要求することができるものとします。但し、大規模買付情報の具体的な内容は大規模買付行為等の内容および規模によって異なることもあり得るため、当社取締役会は、大規模買付行為等の内容および規模ならびに大規模買付情報の具体的な提供状況を考慮して、必要情報提供期間満了時までに提供された情報が、株主の皆様による適切な判断ならびに当社取締役会および独立委員会による意見形成および代替案立案のために不十分と認められる場合には、独立委員会の勧告に基づき、必要情報提供期間を最長30日間延長することができるものとします。これらの場合、当社取締役会は、独立委員会の意見を最大限尊重するものとします。

当社取締役会または独立委員会が大規模買付情報の提供が完了したと判断した場合（なお、提供を要求した情報の一部が提出されない場合においても、不提出につき合理的な説明がなされていると判断した場合には、大規模買付情報の提供が完了したものと取り扱う場合があります。）または必要情報提供期間が満了した場合には、当社は、適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って直ちにその旨を株主の皆様に対して開示します。なお、下記(3)に記載のとおり、当該開示の日の翌日から、取締役会評価期間（下記(3)で定義します。）が起算されることとなります。さらに、当社は、当社取締役会または独立委員会の決定に従い、大規模買付者（および必要な場合には特定株主グループに属するその他の者）から当初または追加で提供を受けた大規模買付情報の受領後の適切な時期に、大規模買付情報のうち当該大規模買付行為等に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断するために必要と認められる情報を、適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って原則として適時適切に開示します。

なお、大規模買付ルールに基づく大規模買付情報の提供その他当社への通知、連絡における使用言語は日本語に限ります。

- ① 大規模買付者およびそのグループ会社等（主要な株主または出資者（直接であるか間接であるかを問いません。以下同じ）および重要な子会社・関連会社ならびに共同所有者および特別関係者を含み、大規模買付者がファンドもしくはその出資に係る事業体（日本法に基づいて設立されたものであるか外国法に基づいて設立されたものであるかを問わず、法形式の如何を問いません。以下「ファンド等」といいます。）である場合または大規模買付者が実質的に支配もしくは運用するファンド等が存する場合はその主要な組合員、出資者その他の構成員ならびに業務執行組合員および投資に関する助言を継続的に行っている者を含みます。以下同じ）の概要（具体的名称、住所、設立準拠法、資本構成、出資先、出資先に対する出資割合、財務内容、投資方針の詳細、過去10年以内における投融资活動の詳細、外国為替および外国貿易法（以下「外為法」といいます。）第26条第1項に規定される「外国投資家」への該当性の有無およびその根拠となる情報、過去10年以内における法令違反行為の有無（およびそれが存する場合にはその概要）ならびに役員の氏名、略歴および過去10年以内における法令違反行為の有無（およびそれが存する場合にはその概要）を含みます。）
- ② 大規模買付者およびそのグループ会社等の内部統制システム（グループ内部統制システムを含みます。以下同じ）の具体的内容および当該システムの実効性の有無ないし状況
- ③ 大規模買付者およびそのグループ会社等による、当社株券等の保有状況、当社株券等または当社もしくは当社グループの事業に関連する資産を原資産とするデリバティブその他の金融派生商品の保有状況および契約状況ならびに当社株券等の貸株、借株および空売り等の状況
- ④ 大規模買付者およびそのグループ会社等が既に保有する当社株券等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約または取決め（以下「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方および契約の対象となっている当社株券等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
- ⑤ 大規模買付者が大規模買付行為等において取得を予定している当社株券等に関し担保契約等の締結その他の第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方および契約の対象となっている株券等の数量等の当該合意の具体的内容
- ⑥ 大規模買付行為等の目的、方法および内容（経営参画の意思の有無、大規模買付行為等の対象となる株券等の種類、数および大規模買付行為等に係る買付け等を行った後における当社株券等の株券等所有割合、大規模買付行為等の対価の種類および価額、大規模買付行為等の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為等の方法の適法性、大規模買付行為等および関連する取引の実現可能性（大規模買付行為等を一定の条件に係らしめている場合には当該条件の内容）ならびに大規模買付行為等完了後の当社株券等の保有方針および当社株券等が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨およびその理由を含みます。なお、大規模買付行為等の方法の適法性については資格を有する弁護士による意見書を併せて提出していただきます。）
- ⑦ 大規模買付行為等に際しての第三者との間における意思連絡（当社に対して重要提案行為等（金融商品取引法第27条の26第1項に定義される重要提案行為等をいいます。）を行うことに関する意思連絡を含みます。以下同じ）の有無ならびに意思連絡が存する場合にはその具体的な態様および内容ならびに当該第三者の概要
- ⑧ 大規模買付行為等に係る買付け等の対価の算定根拠およびその算定経緯（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定機関の名称と当該算定機関に関する情報、算定に用いた数値情報ならびに大規模買付行為等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーおよびディスシ

ナジーの額およびその算定根拠を含みます。)

- ⑨ 大規模買付行為等に係る買付け等の資金の裏付け（当該資金の提供者（実質的提供者（直接であるか間接であるかを問いません。）を含みます。）の具体的な名称、調達方法、資金提供が実行されるための条件の有無および内容、資金提供後の担保ないし誓約事項の有無および内容ならびに関連する取引の具体的な内容を含みます。）
- ⑩ 大規模買付行為等の完了後に意図する当社および当社グループの経営方針、大規模買付行為等の完了後に派遣を予定している取締役候補および監査役候補の経歴その他の詳細に関する情報（当社および当社グループの事業と同種の事業についての知識および経験等に関する情報を含みます。）、事業計画、財務計画、資金計画、投資計画、資本政策（自社株買いに関する方針を含みます。）および配当政策等（大規模買付行為等完了後における当社資産の売却、担保提供その他の処分に関する計画を含みます。）
- ⑪ 大規模買付行為等完了後における当社および当社グループの役員、従業員、取引先、顧客、地域関係者（工場や倉庫その他の施設ないし設備等が所在する地方公共団体を含みます。）その他の当社に係る利害関係者の処遇方針
- ⑫ 大規模買付者ないし特定株主グループと当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策
- ⑬ 大規模買付者およびそのグループ会社等（その役職員等を含みます。）と反社会的勢力ないしテロ関連組織との関連性の有無（直接であるか間接であるかを問いません。）および関連性がある場合にはその関連性に関する詳細、ならびにこれらに対する対処方針
- ⑭ 大規模買付行為等に適用される可能性のある外為法その他の国内外の法令等に基づく規制事項、国内外の政府または第三者から取得すべき独占禁止法、外為法その他の法令等に基づく承認または許認可等の取得の蓋然性（なお、これらの事項につきましては、関係する法域における資格を有する弁護士による意見書を併せて提出していただきます。）
- ⑮ 大規模買付行為等完了後における当社グループの経営に際して必要な国内外の各種法令等に基づく許認可維持の可能性および国内外の各種法令等の規制遵守の可能性
- ⑯ その他当社取締役会または独立委員会が合理的に必要と判断し、不備のない適式な意向表明書を当社取締役会が受領した日から原則として5営業日以内に書面により大規模買付者に対して要求した情報

(3) 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、大規模買付者（および必要な場合には特定株主グループに属するその他の者）が開示した大規模買付行為等の内容に応じて、下記①または②の期間（いずれも大規模買付情報の提供が完了したと当社取締役会もしくは独立委員会が判断した旨または必要情報提供期間が満了した旨を当社が開示した日の翌日から起算されるものとします。）を、当社取締役会による評価、検討、意見形成、代替案立案および大規模買付者との交渉のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。大規模買付行為等は、本プランに別段の記載なき限り、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるべきものとします。なお、かかる取締役会評価期間は、当社の事業内容の評価、検討の困難さや、意見形成、代替案立案等の難易度等を勘案して設定されたものです。

① 対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社の全ての株券等の買付けが行われる場合：最長 60 日間

② 上記①を除く大規模買付行為等が行われる場合：最長 90 日間

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、大規模買付者（および必要な場合には特定株主グループに属するその他の者）から提供された大規模買付情報に基づき、当社の中長期的な企業価値および株主の皆様の共同の利益の確保・向上の観点から企図されている大規模買付行為等に関して評価、検討、意見形成、代替案立案および大規模買付者との交渉を行うものとします。当社取締役会がこれらを行うに当たっては、必要に応じて、当社取締役会から独立した第三者的立場にある専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、税理士等）の助言を得るものとします。なお、かかる費用は、特に不合理と認められる例外的な場合を除き、全て当社が負担するものとします。

なお、独立委員会が取締役会評価期間内に下記(5)記載の勧告を行うに至らないこと等の理由により、当社取締役会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動または不発動の決議に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき、必要な範囲内で取締役会評価期

間を最長 30 日間（初日は算入されないものとします。）延長することができるものとします。当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合、当該決議された具体的期間およびその具体的期間が必要とされる理由を、適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って適時適切に開示します。

（4）独立委員会への諮問

当社取締役会は、大規模買付行為等に対する対抗措置の発動等に関する当社取締役の恣意的判断を排除するため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役および社外監査役 3 名以上から構成される独立委員会を設置しておりますが、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非を諮問し、独立委員会は当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させるという観点から、大規模買付行為等について慎重に評価・検討を行った上で、当社取締役会に対し対抗措置を発動することの是非について判断することといたします。

独立委員会は、必要に応じて、当社取締役会および独立委員会から独立した第三者的立場にある専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、税理士等）の助言を得ること等ができるものとします。なお、かかる助言を得るに際し要した費用は、全て当社が負担するものとします。

現時点および本定時株主総会終結時点において就任する予定の独立委員会委員の氏名および略歴は**別紙 5**のとおりです。なお、本プランによる買収防衛策の導入以後の独立委員の任免・交替等につきましては、任免・交替等の対象となる独立委員以外の独立委員全員の同意を得て、当社取締役会が決定するものとします。

本プランに関する限り、独立委員会の決議は、原則として現任の委員全員が出席し、その全会一致をもってこれを行います。但し、独立委員会委員に事故その他やむを得ない事情があるときは、当該委員を除く独立委員会委員全員が出席し、その全会一致をもってこれを行います。

(5) 独立委員会の勧告

独立委員会は、取締役会評価期間内に、次の①から④までに定めるところに従い、当社取締役会に対して大規模買付行為等に関する勧告を行うものとします。

① 大規模買付ルールが遵守されなかった場合

大規模買付者を含む特定株主グループが大規模買付ルールに定める手続につきその重要な点において違反した場合で、当社取締役会がその是正を書面により当該大規模買付者に対して要求した後5営業日（以下「是正期間」といいます。）以内に当該違反が是正されない場合には、独立委員会は、当社の中長期的な企業価値または株主の皆様の共同の利益の確保または向上のために対抗措置を発動させる必要があることが明白であることその他の特段の事情がある場合を除き、原則として、当社取締役会に対して、大規模買付行為等に対する対抗措置の発動を勧告します（当該違反が是正されないことが明らかである場合においては、是正期間経過前においても、対抗措置発動を勧告します。）。かかる勧告がなされた場合、当社は、独立委員会の意見およびその意見の理由ならびにその他適切と認められる情報を、適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って適時適切に開示します。

なお、独立委員会は、当社取締役会に対して対抗措置の発動を勧告した後であっても、大規模買付行為等が撤回された場合その他当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、対抗措置の中止または発動の停止その他の勧告を当社取締役会に対して行うことができるものとします。かかる再勧告が行われた場合も、当社は、独立委員会の意見およびその意見の理由ならびにその他適切と認められる情報を、適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って適時適切に開示します。

② 大規模買付ルールが遵守された場合

大規模買付者を含む特定株主グループが大規模買付ルールを遵守した場合、独立委員会は、原則として、当社取締役会に対して、大規模買付行為等に対する対抗措置の不発動を勧告します。

もっとも、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、独立委員会は、例えば、当該大規模買付者（または大規模買付者の経営もしくは投資方針に重要な影響を及ぼすと合理的に認められる特定株主グループに属するいずれかの者）が次の(ア)から(オ)までのいずれかの事情を有していると認められる者（以下総称して「濫用的買収者」といいます。）である等の理由により、かかる大規模買付行為等に対する対抗措置の発動が相当であると判断する場合には、当社取締役会に対して、かかる大規模買付行為等に対する対抗措置の発動を勧告します。

- (ア) 真に会社経営に参加する意思がないにも拘わらず、株価を上げ高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で当社株券等の買収を行っている場合（いわゆるグリーンメイラー）ないし当社株券等の取得目的が主として短期の利鞘の獲得にある場合
- (イ) 当社の会社経営への参加の目的が、主として、当社の会社経営を一時的に支配して、当社グループの事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該大規模買付者を含む特定株主グループまたはその株主（直接であるか間接であるかを問いません。）、出資者（直接であるか間接であるかを問いません。）もしくは組合員その他の構成員に移譲させることにある場合
- (ロ) 当社の会社経営を支配した後に、当社グループの資産を当該大規模買付者を含む特定株主グループまたはその株主（直接であるか間接であるかを問いません。）、出資者（直接であるか間接であるかを問いません。）もしくは組合員その他の構成員の債務の担保や弁済原資として不当に流用する予定で、当社株券等の取得を行っている場合
- (ハ) 当社の会社経営への参加の目的が、主として、当社の会社経営を一時的に支配して、当社グループの事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする点にある場合
- (ニ) 当社の経営には特に関心を示したり、関与したりすることもなく、当社の株式を取得後、様々な策を弄して、専ら短中期的に当社の株式を当社自身や第三者に転売することで売却益を獲得しようとし、最終的には当社グループの資産処分まで視野に入れてひたすら大規模買付者を含む特定

株主グループまたはその株主（直接であるか間接であるかを問いません。）、出資者（直接であるか間接であるかを問いません。）もしくは組合員その他の構成員の利益を追求しようとするものである場合

- (ハ) 大規模買付者を含む特定株主グループの提案する当社株券等の取得条件（買付対価の種類、価額およびその算定根拠、内容、時期、方法、違法性の有無、実現可能性を含みますがこれらに限りません。）が、当社の企業価値に照らして不十分または不適切なものであると合理的な根拠をもって判断される場合
- (ニ) 大規模買付者を含む特定株主グループの提案する買収の方法が、二段階買付け（第一段階の買付けで当社株券等の全てを買付けられない場合の、二段階目の買付けの条件を不利に設定し、明確にせず、または上場廃止等による将来の当社株券等の流通性に関する懸念を惹起せしめるような形で株券等の買付けを行い、株主の皆様に対して買付けに応じることを事実上強要するもの）、部分的公開買付け（当社株券等の全てではなく、その一部のみを対象とする公開買付け）等に代表される、構造上株主の皆様判断の機会または自由を制約するような強圧的な方法による買収である場合
- (ホ) 大規模買付者を含む特定株主グループによる当社の経営支配権取得により、株主の皆様はもとより、当社の企業価値の源泉である顧客、従業員その他の当社グループの利害関係者との関係が破壊または毀損され、その結果として当社の企業価値が著しく毀損することが予想されたり、当社の中長期的な企業価値の確保および向上を著しく妨げるおそれがあると合理的な根拠をもって判断される場合
- (ヘ) 大規模買付者を含む特定株主グループが当社の経営支配権を獲得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大規模買付者を含む特定株主グループが支配権を取得しない場合の当社の企業価値と比べ、明らかに劣後すると判断される場合
- (ヘ) 大規模買付者を含む特定株主グループの当社の経営方針および事業計画等が、当社グループのサービスの安定供給に支障を来し、当社グループの顧客の利益に重大かつ深刻な影響が及ぶことが想定され、その結果として、当社が上記Ⅱ 1.に記載の当社の企業理念を果たせなくなると判断される場合
- (ニ) 大規模買付者を含む特定株主グループによる当社の経営支配権取得の事実それ自体が、当社グループの重要な取引先を喪失させる等、当社の中長期的な企業価値を著しく毀損するものである場合
- (シ) 大規模買付者を含む特定株主グループの経営陣または主要株主もしくは出資者に反社会的勢力またはテロ関連組織と関係を有する者が含まれている場合等、大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合
- (ス) その他(ア)から(シ)までのいずれかに準ずる場合で、当社の中長期的な企業価値または株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと判断される場合

なお、かかる勧告に関する開示手続やその後の再勧告に関する手続は、上記①に準じるものとします。

③ 独立委員会による株主意思確認の勧告

独立委員会は、大規模買付者による大規模買付行為等の内容、大規模買付者から提供された情報の内容、時間的猶予等の諸般の事情を考慮の上、実務上可能であり、かつ、法令および当社取締役の善管注意義務等に照らして、当社株主総会において大規模買付行為等に対する対抗措置発動の要否や内容について賛否を諮る形式により、株主の皆様意思を確認することが適切であると合理的に判断した場合には、当社取締役会に対して、当社株主総会において大規模買付行為等に対する対抗措置発動の要否や内容について賛否を諮る形式により、株主の皆様意思を確認することを勧告できることとします。

かかる勧告が行われた場合、当社は、当社取締役会が適切と認める事項について、適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って適時適切に開示します。

なお、独立委員会は、当社取締役会に対して株主総会における株主の皆様意思を確認すべきことを勧告した後であっても、大規模買付行為等が撤回された場合その他当該勧告の判断の前提となった事実関係に変動が生じた場合、これと異なる内容の再勧告を当社取締役会に対して行うことができるものとします。

かかる再勧告が行われた場合も、当社は、かかる独立委員会の再勧告およびその再勧告の理由その他当社取締役会が適切と認める事項について、適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って適時適切に開示します。

④ 独立委員会によるその他の勧告等

独立委員会は、当社取締役会に対して、上記の他、適宜、当社の中長期的な企業価値または株主の皆様との共同の利益の最大化の観点から適切と思われる内容の勧告を行うことができるものとします。なお、独立委員会は、当社取締役会に対して、対抗措置の中止または発動の停止の勧告も行うことができるものとします。

かかる勧告に関する開示やその後の再勧告に関する手続は、上記①に準じるものとします。

(6) 当社取締役会による決議

当社取締役会は、取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動または不発動、下記(7)の方法による当社株主総会の招集その他必要な決議を、本プラン所定の手続に従って遅滞なく行うものとします。

また、当社取締役会は、独立委員会から当社取締役会に対する対抗措置の発動の勧告が行われた後であっても、大規模買付行為等が撤回された場合その他当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、対抗措置の発動の中止その他の決定を行うことができるものとします。

これらの決議を行った場合、当社は、当社取締役会の意見およびその意見の理由ならびにその他適切と認められる情報を、適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って適時適切に開示します。

(7) 当社株主総会の招集

当社取締役会は、上記(5)所定の独立委員会の勧告に基づき、本プランによる対抗措置を発動することの可否を問うための当社株主総会を開催すべきと判断した場合には、可及的速やかに当社株主総会を招集します。この場合には、大規模買付行為等は、当社株主総会における対抗措置の発動議案の否決および当該株主総会の終結後に行われるべきものとします。当該株主総会において本プランによる対抗措置の発動承認議案が可決された場合、当社取締役会は、当該大規模買付行為等に対して本プランによる対抗措置発動の決議を行うこととします。なお、当該株主総会が開催された場合であって、当該株主総会において本プランによる対抗措置の発動承認議案が否決されたときは、当該大規模買付行為等に対しては本プランによる対抗措置の発動は行われません。

当該株主総会の招集手続が開始された場合であっても、その後、当社取締役会において対抗措置不発動の決議を行った場合や当社取締役会にて対抗措置の発動を決議することが相当であると判断するに至った場合には、当社は当社株主総会の招集手続を取り止めることができます。かかる決議を行った場合も、当社は、当社取締役会の意見およびその意見の理由ならびにその他適切と認められる情報を、適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って適時適切に開示します。

(8) 大規模買付情報の変更

上記(2)の規定に従い、当社が大規模買付情報の提供が完了したと判断した旨開示した後、当社取締役会または独立委員会が、大規模買付者を含む特定株主グループによって当該大規模買付情報につき重要な変更がなされたと判断した場合には、その旨およびその理由ならびにその他適切と認められる情報を、適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って適時適切に開示することにより、従前の大規模買付情報を前提とする大規模買付行為等（以下「変更前大規模買付行為等」といいます。）について進めてきた本プランに基づく手続は中止され、変更後の大規模買付情報を前提とする大規模買付行為等を、変更前大規模買付行為等とは別個の大規模買付行為等として取り扱い、本プランに基づく手続が改めて適用されるものとします。

4. 濫用的株主権行使がなされた場合における手続

濫用的株主権行使がなされた場合における手続の具体的内容は以下のとおりです。なお、本プランに関する手続の流れの概要をまとめたフローチャートは別紙4のとおりです。

(1) 独立委員会への諮問

当社取締役会は、濫用的株主権行使に対する対抗措置の発動等に関する当社取締役の恣意的判断を排除するため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役および社外監査役3名以上から構成される独立委員会を設置しておりますが、特定株主グループに属するいずれかの者によって、上記2.(1)②の濫用的株主権行使がなされた場合（具体的には、特定株主グループに属する者のいずれかが株主権の行使（株主総会の招集請求または株主提案を含みますが、これらに限られません。）を行い、当該株主権の行使が株主権の濫用に該当すると裁判所の確定判決または確定した終局決定において認定された場合）、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非を諮問し、独立委員会は当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させるために対抗措置を発動しないことが必要であることが明白であることその他の特段の事情がないか慎重に評価・検討を行った上で、当社取締役会に対し対抗措置を発動することの是非について判断することといたします。

独立委員会は、必要に応じて、当社取締役会および独立委員会から独立した第三者的立場にある専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、税理士等）の助言を得ること等ができるものとします。なお、かかる助言を得るに際し要した費用は、全て当社が負担するものとします。

上記3.(4)記載のとおり、現時点における独立委員会委員の氏名および略歴は別紙5のとおりであり、本プランの導入以後の独立委員の任免・交替等につきましては、任免・交替等の対象となる独立委員以外の独立委員全員の同意を得て、当社取締役会が決定するものとします。

かかる独立委員会の決議は、原則として現任の委員全員が出席し、その全会一致をもってこれを行います。但し、独立委員会委員に事故その他やむを得ない事情があるときは、当該委員を除く独立委員会委員全員が出席し、その全会一致をもってこれを行います。

かかる決議を行った場合、当社は、当社取締役会の意見およびその意見の理由ならびにその他適切と認められる情報を、適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って適時適切に開示します。

(2) 独立委員会の勧告

特定株主グループが濫用的株主権行使を行った場合、独立委員会は、原則として、当社取締役会に対して、濫用的株主権行使に対する対抗措置の発動を勧告します。

もっとも、特定株主グループが濫用的株主権行使を行った場合であっても、当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益を確保し、向上させるために対抗措置を発動しないことが必要であることが明白であることその他の特段の事情があり、対抗措置の不発動が相当であると判断する場合には、当社取締役会に対して、かかる濫用的株主権行使に対する対抗措置の不発動を勧告いたします。

なお、独立委員会は、当社取締役会に対して、上記の他、適宜、当社の中長期的な企業価値または株主の皆様の共同の利益の最大化の観点から適切と思われる内容の勧告を行うことができるものとします。また、独立委員会は、当社取締役会に対して対抗措置の発動を勧告した後、または対抗措置の不発動を勧告した後であっても、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、勧告の内容を変更することができるものとします。

これらの勧告がなされた場合、当社は、独立委員会の意見およびその意見の理由ならびにその他適切と認められる情報を、適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って適時適切に開示します。

(3) 当社取締役会による決議

当社取締役会は、取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動または不発動その他必要な決議を、本プラン所定の手続に従って遅滞なく行うものとします。

また、当社取締役会は、独立委員会から対抗措置の発動の勧告が行われた後であっても、当該勧告の

判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、対抗措置の発動の中止その他の決定を行うことができるものとします。

これらの決議を行った場合、当社は、当社取締役会の意見およびその意見の理由ならびにその他適切と認められる情報を、適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って適時適切に開示します。

5. 対抗措置の具体的内容

当社が本プランに基づき発動する本対象行為に対する対抗措置は、会社法第277条以下に規定される新株予約権の無償割当てによるものを想定しています（以下、割り当てられる新株予約権を「本新株予約権」といいます。）。但し、会社法その他の法令および当社の定款が取締役会の権限として認めるその他の措置を発動することが相当と判断される場合には、当該措置が用いられることもあり得るものとします。

なお、当社は、対抗措置として機動的に本新株予約権の無償割当てができるように、当社取締役会で決議して本新株予約権に係る発行登録を行う可能性があります。

(1) 大規模買付行為等に対する対抗措置の具体的な内容

大規模買付行為等に対する対抗措置として本新株予約権の無償割当てをする場合の概要は、（別添1）に記載のとおりですが、実際に本新株予約権の無償割当てをする場合には、(i)「例外事由該当者」（大規模買付者、および特定株主グループに属する者のうち当社取締役会が独立委員会の勧告を踏まえて所定の手続に従って定める一定の者、それらの者の共同保有者および特別関係者、ならびに以上の者が実質的に支配し、または以上の者と共同ないし協調して行動する者として独立委員会の勧告を踏まえて当社取締役会が認めた者等をいいます。以下大規模買付行為等に対する対抗措置において同じ）による権利行使は認められないとの行使条件、または(ii)当社が本新株予約権の一部を取得することとするとときに例外事由該当者以外の新株予約権者が所有する本新株予約権のみを取得することができる旨を定めた取得条項等、大規模買付行為等に対する対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件、取得条項等を設けることがあります。

(2) 濫用的株主権行使に対する対抗措置の具体的な内容

濫用的株主権行使に対する対抗措置として本新株予約権の無償割当てをする場合の概要は、（別添2）に記載のとおりですが、実際に本新株予約権の無償割当てをする場合には、(i)例外事由該当者（濫用的株主権行使者、および特定株主グループに属する者のうち当社取締役会が独立委員会の勧告を踏まえて所定の手続に従って定める一定の者、それらの者の共同保有者および特別関係者、ならびに以上の者が実質的に支配し、または以上の者と共同ないし協調して行動する者として独立委員会の勧告を踏まえて当社取締役会が認めた者等をいいます。以下濫用的株主権行使に対する対抗措置において同じ）による権利行使は認められないとの行使条件、または(ii)当社が本新株予約権の一部を取得することとするとときに例外事由該当者以外の新株予約権者が所有する本新株予約権のみを取得することができる旨を定めた取得条項等、濫用的株主権行使に対する対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件、取得条項等を設けることがあります。

6. 有効期間、廃止・変更等について

本プランは、本定時株主総会でのご承認をもって発効することとし、有効期間は、本定時株主総会の終結時から2024年6月開催予定の当社の第104回定時株主総会の終結時までとします。

また、本プランは、本定時株主総会において導入につきご承認いただき、発効した後であっても、当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとしますが、当社の株主総会決議によっては本プランを廃止することはできないものとします。

また、本プランの有効期間中であっても、当社取締役会は、企業価値ないし株主の皆様の共同の利益を中長期的に確保し、向上させるという観点から、随時見直しを行い、株主総会でご承認をいただいた上で、本プランの変更を行うことがあります。

このように、当社取締役会が本プランについて廃止・変更等の決定を行った場合には、その内容を速やかに開示します。

なお、本プランの有効期間中であっても、当社取締役会は、法令、裁判例、ガイドライン、金融商品取引所規則等の新設または改廃を踏まえて本プランを修正し、または変更することが適切と判断する場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うことが適切と判断する場合等、株主の皆様の不利益を与えない場合には、必要に応じて独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、または変更する場合があります。

7. 株主および投資家の皆様への影響について

(1) 本プランの効力発生時に本プランが株主および投資家の皆様へ与える影響

本プランの効力発生時には、本新株予約権の発行自体は行われません。したがって、本プランが本プラン効力発生時に株主および投資家の皆様の権利および経済的利益に直接具体的な影響を与えることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主および投資家の皆様へ与える影響

当社取締役会は、本プランに基づき、当社の中長期的な企業価値または株主の皆様共同の利益の確保・向上を目的として、大規模買付行為等または濫用的株主権行使に対する対抗措置を執ることがありますが、現在想定されている対抗措置の仕組み上、本新株予約権の発行時においても、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じるものの、株主の皆様が保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じないことから、例外事由該当者以外の株主および投資家の皆様の法的権利および経済的利益に対して直接的具体的な影響を与えることは想定しておりません。

但し、例外事由該当者については、対抗措置が発動された場合、結果的に、その法的権利または経済的利益に何らかの影響が生じる可能性があります。

また、対抗措置として本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であって、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主の皆様が確定した後において、当社が、本新株予約権の無償割当てを中止し、または無償割当てされた本新株予約権を無償取得する場合には、結果として当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じないことから、当社株式1株当たりの価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

また、無償割当てがなされた本新株予約権の行使および取得の手続について株主の皆様に関わる手続は、次のとおりです。

当社取締役会において、本新株予約権の無償割当てを行うことを決議した場合、当社は、本新株予約権の割当てのための基準日を定め、当該基準日における当社の最終の株主名簿に記載または記録された株主の皆様に対し、その所有株式数に応じて本新株予約権を割り当てます。当社は、基準日における当社の最終の株主名簿に記載または記録された株主の皆様に対し、本新株予約権の行使請求書（当社所定の書式によるものとし、株主の皆様ご自身が例外事由該当者ではないこと等を誓約し、かかる誓約に虚偽が存した場合には、交付された当社普通株式を直ちに返還する旨の文言を含むことがあります。）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付します。株主の皆様におかれましては、本新株予約権1個当たり1円を払込取扱場所に払い込んだ上、当社取締役会が別途定める本新株予約権の行使期間内にこれらの必要書類を提出することにより、1個の本新株予約権につき1株の当社普通株式が発行されることとなります。但し、例外事由該当者は、当該新株予約権を行使できない場合があります。

他方、本新株予約権に取得条項が付され、当社が本新株予約権を取得する場合、例外事由該当者以外の株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による本新株予約権の取得の対価として、当社普通株式の交付を受けることとなります（なお、この場合、株主の皆様には、別途、本人確認のための書類および当社普通株式の振替を行うための口座に関する情報を記載した書類の他、株主の皆様ご自身が例外事由該当者ではないこと等を誓約し、かかる誓約に虚偽が存した場合には交付された当社普通株式を直ちに返還する旨の文言を記載した書面をご提出いただくことがあります。）。また、例外事由該当者については、その有する本新株予約権が取得の対象とならないことや取得の対価として、本新株予約権以外の当社新株予約権の交付を受けることがあります。

これらの手続の詳細につきましては、実際にこれらの手続が必要となった際に、適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って、適時適切に開示しますので、当該内容をご確認ください。

8. 本プランの合理性について

本プランは、経済産業省および法務省が2005年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則）を以下のとおり充足しており、また、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」および東京証券取引所が2015年6月1日に適用を開始し、2018年6月1日に改訂された「コーポレートガバナンス・コード～会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために～」（2021年春以降改訂予定）の「原則1-5. いわゆる買収防衛策」その他の買収防衛策に関する実務・議論を踏まえた内容となっており、高度な合理性を有するものです。

(1) 企業価値または株主共同の利益の確保・向上

本プランは、上記1. 記載のとおり、国内外の機関投資家をはじめとする株主の皆様のご意見、買収防衛策を巡る近時の動向や法整備の状況、当社株主構成、当社の流通株式の数、当社を取り巻く経営環境の変化とその影響等も踏まえると、特定株主グループ以外の者との関係においては現行プランによる買収防衛策の継続の意義が相対的に低下してきているため、現行プランを廃止することを前提に、アルファレオにより短期間に複数回、現行プランの廃止に係る議案を目的事項とする株主総会の招集請求が行われていることおよびその態様等その他アルファレオのこれまでの当社株主としての行動に照らすと、アルファレオを含む特定株主グループとの関係では、当社の中長期的な企業価値の向上および株主の皆様共同の利益の確保・向上のため、大規模買付行為等および濫用的株主権行使を対象とした本プランを導入することが望ましいものと考えております。

(2) 事前の開示

当社は、株主および投資家の皆様および大規模買付者の予見可能性を高め、株主の皆様に適正な選択の機会を確保するために、本プランを予め開示するものです。

また、当社は今後も、適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って必要に応じて適時適切な開示を行います。

(3) 株主意思の重視

当社は、本定時株主総会において本プランによる買収防衛策の導入に関する承認議案を付議することを通じて、株主の皆様のご意思を確認させていただき、株主の皆様のご承認が得られなかった場合には、本プランの導入は行われぬものとします。

(4) 外部専門家の意見の取得

上記3. (3) 記載のとおり、当社取締役会は、大規模買付行為等に関する評価、検討、意見形成、代替案立案および大規模買付者との交渉を行うに当たり、必要に応じて、当社取締役会から独立した第三者の立場にある専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、税理士等）の助言を得た上で検討を行います。これにより当社取締役会の判断の客観性および合理性が担保されることとなります。

(5) 独立委員会への諮問

当社は、上記3. (4) および4. (1) 記載のとおり、本プランの必要性および相当性を確保し、経営者の身守のために本プランが濫用されることを防止するために、既に設置されている独立委員会を活用するものとし、当社取締役会が大規模買付行為等または濫用的株主権行使に対する対抗措置を発動する場合

には、その判断の公正を担保し、かつ、当社取締役会の恣意的な判断を排除するために、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとしています。また、独立委員会は、必要に応じて、当社取締役会および独立委員会から独立した第三者的立場にある専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、税理士等）の助言を得ること等ができるものとされています。これにより、独立委員会の勧告に係る判断の客観性および合理性が担保されることとなります。

(6) 合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記3.(5)②および4.に記載のとおり、予め定められた合理的かつ客観的な要件が充足されなければ、対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による対抗措置の発動が恣意的に行われなことを担保するための仕組みが確保されています。特に、本プランは、上記4.記載のとおり、本プランの必要性および相当性を確保し、経営者の保身のために本プランが濫用されることを防止するために、当社取締役会が濫用的株主権行使に対する対抗措置を発動するのは、裁判所の確定判決または確定した終局決定において株主権の濫用に該当すると判断された場合に限定しており、対抗措置の発動要件に高度の客観性が担保されています。

(7) デッドハンド型買収防衛策またはスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、上記6.記載のとおり、当社の株主総会において選任された取締役により構成される取締役会の決議によってその有効期間内においても廃止することができるため、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）またはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）ではありません。

以 上

アルファレオによる株主提案

株主総会	内 容	結 果
2018年6月22日付け 第98回定時株主総会	・自己株式取得の件	否 決 (賛成率：36.46%)
2019年6月21日付け 第99回定時株主総会	・会社提案の剰余金の配当の件（1株当たり1.72円）について、1株当たり38.28円追加するよう修正動議を提出	否 決 (会社提案への賛成率：99.61%)
2019年11月4日付け 臨時株主総会	・取締役の報酬総額（年額）の引下げの件	否 決 (賛成率：36.83%)
	・剰余金の配当の件	否 決 (賛成率：40.15%)
	・取締役1名（乾康之）解任の件	否 決 (賛成率：36.48%)
	・自己株式取得の件	否 決 (賛成率：39.99%)
2020年5月臨時株主総会	・2019年6月21日付け第99回定時株主総会において導入が決議された、乾汽船株式会社の株式の大規模買付行為等への対応策（買収防衛策）の廃止の件	否 決 (賛成率：47.60%)
2020年6月19日付け 第100回定時株主総会	・定款の一部変更の件（クローバック条項の採用について）	否 決 (賛成率：38.12%)
	・監査役3名（①加島昭久、②田中正人、③山田治彦）の解任	否 決 (賛成率：①乃至③いずれも36.24%)
	・政策保有株式の売却に係る定款変更の件	否 決 (賛成率：36.37%)
	・第三者割当増資に係る定款変更の件	否 決 (賛成率：40.65%)
2020年11月4日付け 臨時株主総会	・取締役1名解任の件	否 決 (賛成率：40.60%)
	・対象会社株式の大規模買付行為等への対応策（買収防衛策）廃止の件	否 決 (賛成率：44.67%)

以 上

アルファレオによる訴訟

提起日	内 容	結果 (※1)
2019年9月6日	2019年6月21日付け第99回定時株主総会における第1号議案(剰余金の配当の件)、第2号議案(取締役5名選任の件)、第3号議案(監査役1名選任の件)および第4号議案(当社株式の大規模買付行為への対応策(買収防衛策)承認の件)に係る承認決議についての株主総会決議取消訴訟	第一審において、第2号議案に係る請求につき却下判決 第1号議案、第3号議案および第4号議案に係る請求につき棄却判決
2019年10月11日	買収防衛策の廃止を目的とする株主総会招集許可申立て	第一審において 許可決定
2019年12月3日	取締役乾康之についての取締役解任請求訴訟提起	第一審において 係属中
2020年2月3日	2019年11月4日付け臨時株主総会における第1号議案(取締役の報酬総額(年額)の引下げの件)に係る否決決議についての株主総会決議無効確認訴訟	第一審において 却下判決(※2)
2020年6月5日	以下の事項に係る取締役違法行為差止仮処分申立て ・乾康之、乾隆志、神林伸光、川崎清隆、苦瀬博仁は、本件情報の提供要請をアルファレオに対して行ってはならない。 ・乾康之は、本件情報の提供要請を本申立人に対して行うことを2020年6月19日付け第100回定時株主総会において株主による決議事項として採決に付してはならない。 ・乾康之は、本件情報の提供要請に応じてアルファレオが提供する情報の内容が十分でないと判断したことを理由として、乾汽船の取締役会の承認を得て差別的行使条件を付した新株予約権を乾汽船の株主に無償で割り当てることを決定してはならない。	第一審における却下決定の後、即時抗告がなされるも棄却決定
2020年7月17日	監査役加島昭久および山田治彦についての監査役解任請求訴訟	第一審において 係属中
2020年8月28日	2020年6月19日付け第100回定時株主総会における第1号議案(剰余金配当の件)、第2号議案(取締役5名選任の件)および第3号議案(当社取締役会によるアルファレオホールディングス合同会社に対する情報提供要請に関する承認の件)に係る承認決議についての株主総会決議取消訴訟	第一審において 棄却判決
2020年12月3日	取締役川崎清隆についての取締役解任請求訴訟	第一審において 係属中

※1 結果については、2021年5月14日現在

※2 当社に送達がなされないまま却下判決がなされており、アルファレオのHP²により把握したものである。

以 上

² <https://www.alphaleo-hd.jp/%E3%82%A2%E3%83%AB%E3%83%95%E3%82%A1%E3%83%AC%E3%82%AA%E3%83%9B%E3%83%BC%E3%83%AB%E3%83%87%E3%82%A3%E3%83%B3%E3%82%B0%E3%82%B9%E5%90%88%E5%90%8C%E4%BC%9A%E7%A4%BE/%E4%B9%BE%E6%B1%BD%E8%88%B9%E3%81%AE%E5%BD%B9%E5%93%A1%E5%A0%B1%E9%85%AC%E7%B7%8F%E9%A1%8D%E3%81%AE%E5%BC%95%E4%B8%8B%E3%81%92%E3%81%AE%E8%AD%B0%E6%A1%88%E3%82%92%E5%90%A6%E6%B1%BA%E3%81%99%E3%82%8B%E6%B1%BA%E8%AD%B0%E3%81%AE%E7%84%A1%E5%8A%B9%E7%A2%BA%E8%AA%8D%E3%82%92%E6%B1%82%E3%82%81%E3%82%8B%E8%A8%B4%E3%81%88%E3%82%92%E6%SF%90%E8%B5%B7/>

当社の大株主の状況

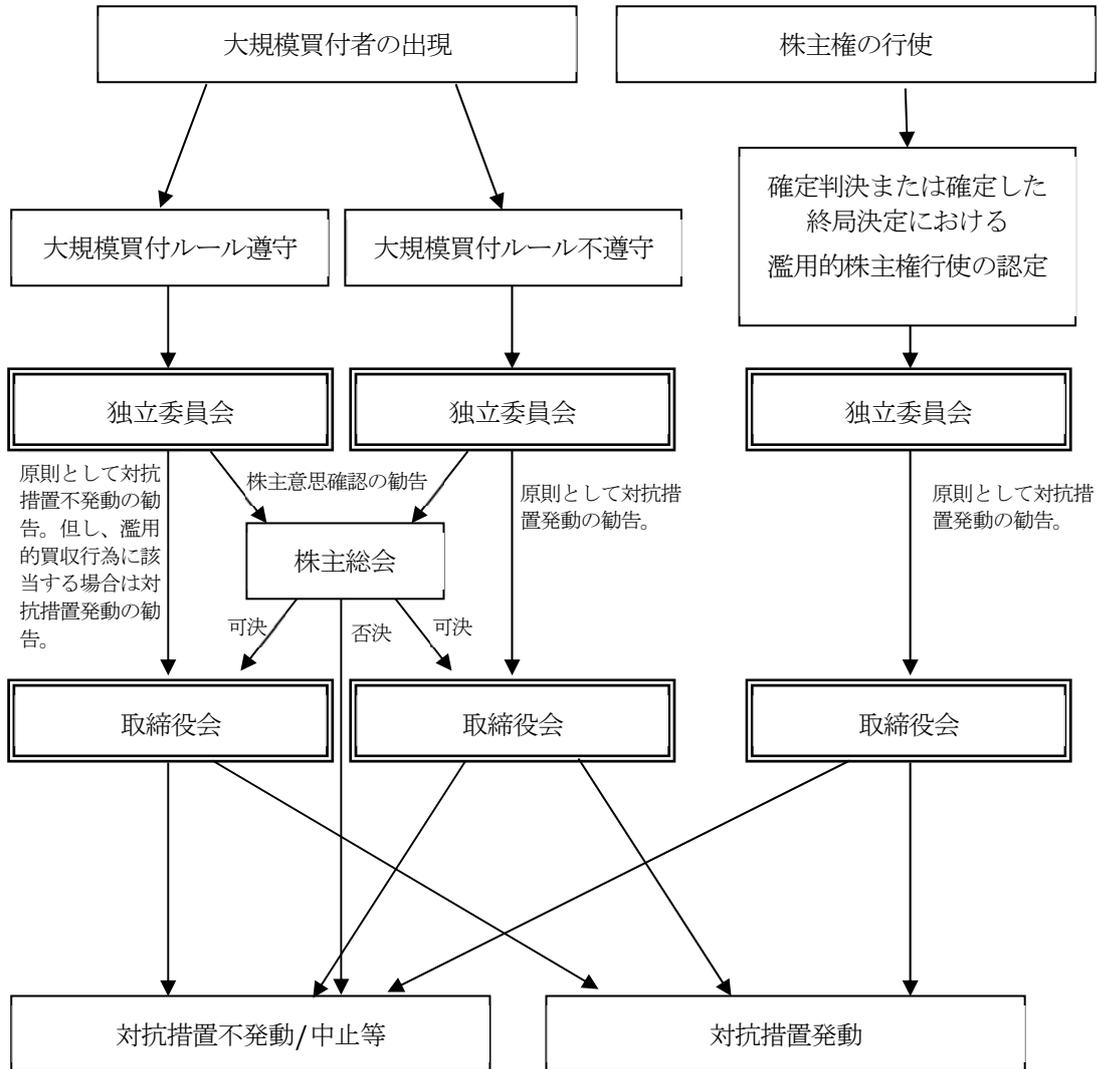
2021年3月31日現在の当社の大株主の状況は以下のとおりです。

株主名	当社への出資状況	
	持株数(株)	持株比率(%)
アルファレオホールディングス合同会社	7,819,500	31.30%
東京海上日動火災保険株式会社	1,283,126	5.14%
松岡冷蔵株式会社	962,927	3.85%
株式会社三井住友銀行	848,000	3.39%
乾 英文	698,150	2.79%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	652,300	2.61%
MLI FOR CLIENT GENERAL OMNI NON COLLATERAL NON TREATY-PB	538,025	2.15%
みずほ信託銀行株式会社	501,500	2.01%
有限会社武事務所	488,500	1.96%
尾道造船株式会社	473,650	1.90%

※ 当社は自己株式(1,092,651株)を保有しておりますが、上記大株主の記載からは除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

本プランについてのフローチャート

本プランの手の続の流れ



※ 別紙4は、本プランの手の続の流れに関する概要を記載したものです。詳細につきましては、本プレスリリースの本文をご参照ください

独立委員会委員の氏名および略歴

2021年5月14日時点の独立委員会の委員は、苦瀬博仁氏、川崎清隆氏、神林光伸氏の3名です。2021年5月14日時点の独立委員会の委員の取締役としての任期は、本株主総会の終結の時までとなっておりますが、同3名のうち、川崎清隆氏は任期満了をもって退任する予定であるため、当社取締役会は、その後任の委員として、本株主総会において川崎清隆氏の後任取締役として選任される予定の村上章二氏を新たに選任することといたしました。

<2021年5月14日時点>

苦瀬 博仁 (くせ ひろひと)

【略歴】

1951年3月1日生
1986年4月 東京商船大学(現東京海洋大学)商船学部船舶運航研究施設助教授
1994年10月 同商船学部流通情報工学課程教授
2003年10月 東京海洋大学海洋工学部流通情報工学科教授(大学統合による)
2009年4月 同理事・副学長
2011年9月 日本物流学会会長
2012年6月 当社社外取締役(現任)
2014年4月 流通経済大学流通情報学部教授
2014年4月 東京海洋大学名誉教授(現任)

苦瀬 博仁氏は、現在、会社法第2条第15号に規定される当社の社外取締役であり、本定時株主総会で選任議案が承認可決された場合には、当社の社外取締役として再任する予定です。

また、当社は、東京証券取引所に対して、同氏を同取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

なお、同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

川崎 清隆 (かわさき きよたか)

【略歴】

1965年11月26日生
1991年4月 弁護士登録
御堂筋法律事務所(現弁護士法人御堂筋法律事務所)入所
2000年1月 同事務所パートナー
2002年12月 弁護士法人御堂筋法律事務所社員(現任)
2006年6月 株式会社ワールド社外取締役
2014年10月 当社社外取締役(現任)

川崎 清隆氏は、現在、会社法第2条第15号に規定される当社の社外取締役であり、本定時株主総会の終結の時をもって取締役を退任する予定です。

また、当社は、東京証券取引所に対して、同氏を同取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

なお、同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

神林 伸光 (かんばんやし のぶみつ)

【略歴】

1948年5月28日生
1971年4月 川崎重工業株式会社入社
1998年4月 同船舶事業本部営業本部商船営業部長
2008年4月 同常務執行役員営業推進本部長兼株式会社川崎造船取締役副社長
2010年4月 株式会社川崎造船代表取締役社長兼川崎重工業株式会社常務取締役 (非常勤)
2010年10月 川崎重工業株式会社代表取締役常務取締役 船舶海洋カンパニープレジデント
2013年6月 同特別顧問
2015年6月 一般財団法人日本船舶技術研究協会理事長 (現任)
2016年3月 東海カーボン株式会社社外取締役 (現任)
2017年6月 当社社外取締役 (現任)

神林 伸光氏は、現在、会社法第2条第15号に規定される当社の社外取締役であり、本定時株主総会で選任議案が承認可決された場合には、当社の社外取締役として再任する予定です。

また、当社は、東京証券取引所に対して、同氏を同取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

なお、同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

<本定時株主総会終結後選任予定>

村上 章二 (むらかみ しょうじ)

【略歴】

1956年1月12日生
1978年4月 日本郵船株式会社入社
2007年4月 同経営委員 物流グループ長
2007年6月 同経営委員兼郵船航空サービス株式会社(現郵船ロジスティクス株式会社)社外取締役
2008年4月 同経営委員兼郵船航空サービス株式会社(現郵船ロジスティクス株式会社)
取締役執行役員
2010年10月 郵船ロジスティクス株式会社取締役執行役員
2011年4月 同取締役常務執行役員
2013年4月 同代表取締役専務執行役員
2017年6月 同専務執行役員
2019年4月 同顧問

2020年1月 神原ロジスティクス株式会社社外取締役（現任）
2021年4月 ツネイシCバリューズ株式会社顧問（現任）

村上 章二氏は、本定時株主総会で選任議案が承認可決された場合には、会社法第2条第15号に規定される当社の社外取締役に就任する予定です。

また、当社は、東京証券取引所に対して、同氏を同取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定です。

なお、同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

以 上

大規模買付行為等に対する対抗措置としての新株予約権無償割当ての概要

1. 割当対象株主

当社取締役会で別途定める基準日における最終の株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有株式（但し、当社の有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権の無償割当てをする。

2. 新株予約権の目的である株式の数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の行使により交付される当社普通株式は1株以下とする。

3. 新株予約権の無償割当ての効力発生日

当社取締役会において別途定める。

4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して行われる出資の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの価額は金1円とする。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

6. 新株予約権の行使条件

新株予約権の行使条件は当社取締役会において別途定めるものとする（なお、特定株主グループに属する大規模買付者、その他特定株主グループに属する者のうち当社取締役会が独立委員会の勧告を踏まえて所定の手続に従って定める一定の者、それらの者の共同保有者および特別関係者、ならびに以上の者が実質的に支配し、または以上の者と共同ないし協調して行動する者として独立委員会の勧告を踏まえて当社取締役会が認めた者等（以下「例外事由該当者」という。）による権利行使は認められないとの行使条件等、大規模買付行為等に対する対抗措置としての効果を勘案した行使条件を付すこともあり得る。）。

7. 当社による新株予約権の取得

以下に定める取得条項その他の大規模買付行為等に対する対抗措置としての効果を勘案した取得条項を付すことがあり得る。

- (a) 当社は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後の日で取締役会が定める日において、未行使の本新株予約権で、行使可能な（即ち例外事由該当者に該当しない者が保有する）もの（以下「行使適格本新株予約権」という。）について、取得に係る本新株予約権の数に、本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じた数の整数部分に該当する数の当社普通株式を、対価として取得することができる。
- (b) 当社は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後の日で取締役会が定める日において、未行使の本新株予約権で行使適格本新株予約権以外のものについて、取得に係る本新株予約権と同数の新株予約権で例外事由該当者の行使に一定の制約が付されたもの（以下に規定する行使条件および取

得条項その他取締役会が定める内容のものとする。以下「第2新株予約権」という。)を対価として取得することができる。

(i) 行使条件

例外事由該当者は、次の(x)および(y)をいずれも満たす場合その他取締役会が定める場合を除き、第2新株予約権を行使できない。

- (x) 第2新株予約権の保有者が、大規模買付行為等を継続しておらず、かつ、その後も大規模買付行為等を実施しない旨を誓約すること
- (y) 特定株主グループの株券等保有割合が20%未満となった場合（但し、行使後の株券等保有割合が20%未満となる数の第2新株予約権に限る。）

(ii) 取得条項

当社は、第2新株予約権が交付された日から10年後の日において、なお行使されていない第2新株予約権が残存するときは、当該第2新株予約権（但し、行使条件が充足されていないものに限る。）を、その時点における第2新株予約権の時価に相当する金銭を対価として取得することができる。

8. 新株予約権の無償取得事由（対抗措置の廃止事由）

以下の事由のいずれかが生じたときは、当社は、新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとする。

- (a) 当社株主総会において大規模買付者による大規模買付行為等の実行について普通決議による賛同が得られた場合
- (b) 当社取締役会が、対抗措置を廃止することが取締役の善管注意義務に適う等の事情があると認め、対抗措置の廃止を決議した場合
- (c) 独立委員会の全員一致による決定があった場合
- (d) その他当社取締役会が別途定める場合

9. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間その他必要な事項については、大規模買付行為等に対する対抗措置としての効果を勘案する等して、当社取締役会において別途定めるものとする。

以 上

濫用的株主権行使に対する対抗措置としての新株予約権無償割当ての概要

1. 割当対象株主

当社取締役会で別途定める基準日における最終の株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有株式（但し、当社の有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権の無償割当てをする。

2. 新株予約権の目的である株式の数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の行使により交付される当社普通株式は1株以下とする。

3. 新株予約権の無償割当ての効力発生日

当社取締役会において別途定める。

4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して行われる出資の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの価額は金1円とする。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

6. 新株予約権の行使条件

新株予約権の行使条件は当社取締役会において別途定めるものとする（なお、濫用的株主権行使者、および特定株主グループに属する者のうち当社取締役会が独立委員会の勧告を踏まえて所定の手続に従って定める一定の者、それらの者の共同保有者および特別関係者、ならびに以上の者が実質的に支配し、または以上の者と共同ないし協調して行動する者として独立委員会の勧告を踏まえて当社取締役会が認めた者等（以下「例外事由該当者」という。）による権利行使は認められないとの行使条件等、濫用的株主権行使に対する対抗措置としての効果を勘案した行使条件を付すこともあり得る。）。

7. 当社による新株予約権の取得

以下に定める取得条項その他の濫用的株主権行使に対する対抗措置としての効果を勘案した取得条項を付すことができ得る。

- (a) 当社は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後の日で取締役会が定める日において、未行使の本新株予約権で、行使可能な（即ち例外事由該当者に該当しない者が保有する）もの（以下「行使適格本新株予約権」という。）について、取得に係る本新株予約権の数に、本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じた数の整数部分に該当する数の当社普通株式を、対価として取得することができる。
- (b) 当社は、本新株予約権の無償割り当ての効力発生日以後の日で取締役会が定める日において、未行使の本新株予約権で行使適格本新株予約権以外のものについて、取得に係る本新株予約権と同数の新株予約権で例外事由該当者の行使に一定の制約が付されたもの（以下に規定する行使条件および取得条項その他取締役会が定める内容のものとする。以下「第2新株予約権」という。）を対価と

して取得することができる。なお、下記(i)行使条件(z)に該当する場合においては、当社は、第2新株予約権の保有者に対し、当該保有者の行使条件のうち下記(i)行使条件(z)のみが充足されていなかった期間において当社普通株式1株につき支払われた配当金の累計額（それぞれの配当金の支払時期から、下記(i)行使条件(z)が充足された日までの期間に対応する市中金利相当額を含む。）に相当する金額の経済的損失が発生したものとみなし、当該金額を補填する。

(i) 行使条件

例外事由該当者は、次の(x)乃至(z)（但し、(z)については該当する場合に限る。）をいずれも満たす場合その他取締役会が定める場合を除き、第2新株予約権を行使できない。

(x) 第2新株予約権の保有者が、株主権の行使（株主総会の招集請求または株主提案を含むがこれらに限られない。）であって、株主権の濫用に該当すると裁判所の確定判決または確定した終局決定において認定された行為（会社法第125条第3項第1号もしくは第2号、会社法第252条第3項第1号もしくは第2号、会社法第310条第8項第1号もしくは第2号、会社法第311条第5項第1号もしくは第2号、会社法第312条第6項第1号もしくは第2号ならびに会社法第433条第2項第1号もしくは第2号に定める事由に該当すると裁判所の確定判決または確定した終局決定において認定された行為を含むが、これに限られない。）を実施しないことを誓約すること

(y) 特定株主グループの株券等保有割合が20%未満となった場合（但し、行使後の株券等保有割合が20%未満となる数の第2新株予約権に限る。）

(z) 特定株主グループが行った株主権の行使（株主総会の招集請求または株主提案を含むがこれらに限られない。）であって、第2新株予約権の保有者に第2新株予約権が交付された日以降、当該行為が株主権の濫用に該当すると裁判所の確定判決または確定した終局決定において認定された場合（会社法第125条第3項第1号もしくは第2号、会社法第252条第3項第1号もしくは第2号、会社法第310条第8項第1号もしくは第2号、会社法第311条第5項第1号もしくは第2号、会社法第312条第6項第1号もしくは第2号ならびに会社法第433条第2項第1号もしくは第2号に定める事由に該当すると、裁判所の確定判決または確定した終局決定において認定された場合を含むが、これに限られない。）、当該確定判決または確定した終局決定の確定の日のうち、最も遅い日から1年間が経過したこと

(ii) 取得条項

当社は、第2新株予約権が交付された日から10年後の日において、なお行使されていない第2新株予約権が残存するときは、当該第2新株予約権（但し、行使条件が充足されていないものに限る。）を、その時点における第2新株予約権の時価に相当する金銭を対価として取得することができる。

8. 新株予約権の無償取得事由（対抗措置の廃止事由）

以下の事由のいずれかが生じたときは、当社は、新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとする。

(a) 独立委員会の全員一致による決定があった場合

(b) 当社取締役会が、対抗措置を廃止することが取締役の善管注意義務に適う等の事情があると認め、対抗措置の廃止を決議した場合

(c) その他当社取締役会が別途定める場合

9. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間その他必要な事項については、濫用的株主権行使に対する対抗措置としての効果を勘案する等して、当社取締役会において別途定めるものとする。

以 上